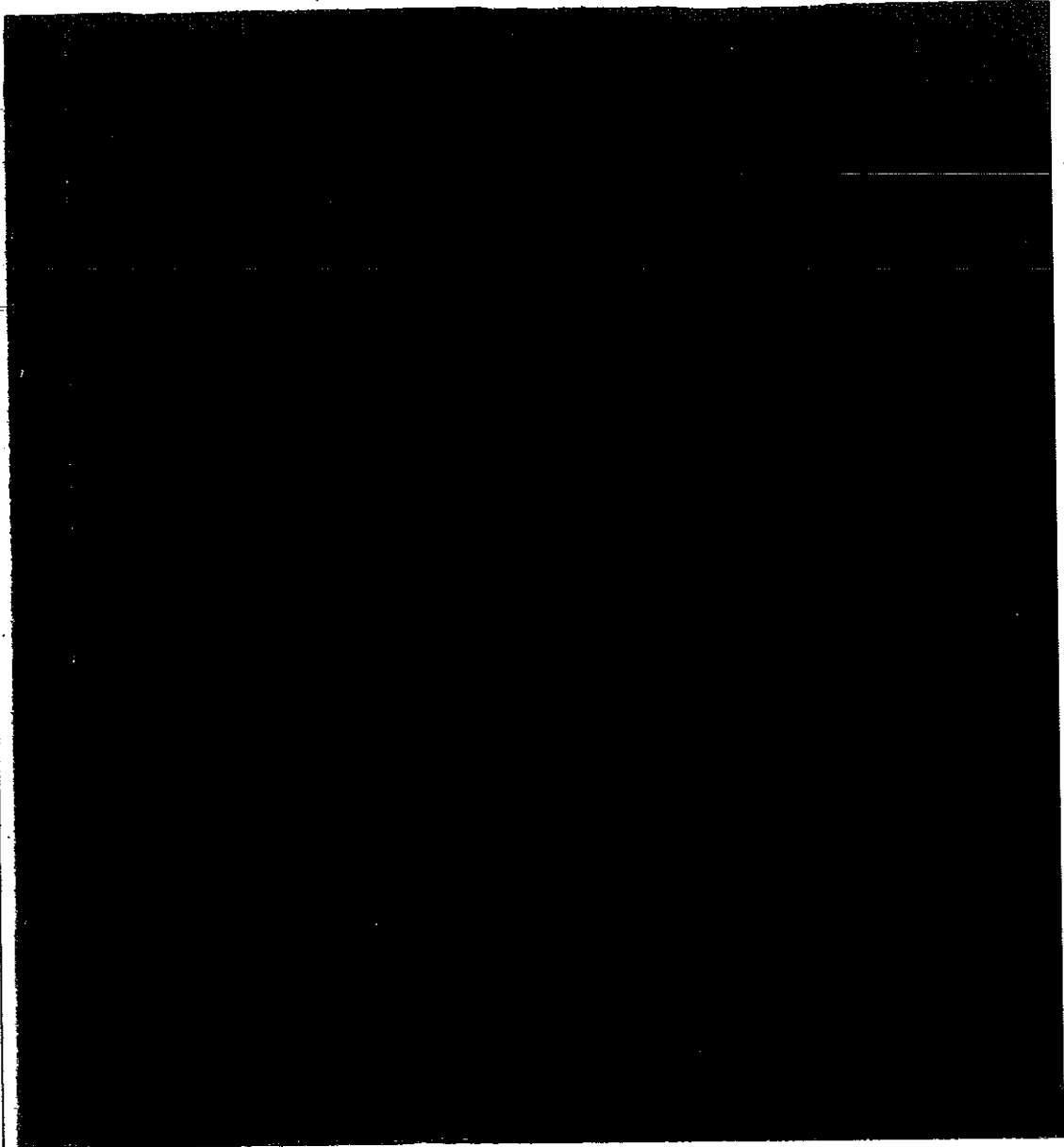


平成 〇〇 年（行ス）第 〇〇 号 執行停止申立却下決定に対する抗告事件（原審・東京地方裁判所平成 〇〇 年（行ク）第 〇〇 号）

決 定



主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

東京高等裁判所

## 第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 東京都公安委員会が平成18年5月26日付けで抗告人に対してした運転免許取消処分の効力は、東京地方裁判所平成■年（行ウ）第■号運転免許効力停止処分取消等請求事件の判決が確定するまで停止する。
- 3 申立費用及び抗告費用は、相手方の負担とする。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人が東京地方裁判所平成■年（行ク）第■号執行停止申立事件（本案 平成■年（行ウ）第■号 運転免許効力停止処分取消等請求事件）却下決定について、その不服を申し立てるものである。

要するに、抗告人は、平成■年■月■日午■時■分ころ、神奈川県公安委員会が道路標識により最高速度を50キロメートル毎時と指定している横浜市■番地先の一般国道■号線下り線（以下「本件道路」という。）において、指定最高速度を31キロメートル毎時超過する81キロメートル毎時の速度で、自家用普通特殊用途自動車を運転して進行する違反を行った（以下「本件被疑事実2」という。）として、それまでの抗告人の過去の違反歴及び処分歴から東京都公安委員会から運転免許の取消処分（以下「本件免許取消処分」という。）を受けたが、①本件免許取消処分が違法であること及び②本件免許取消処分により生ずる「重大な損害」を避けるため緊急の必要性があるとして、その執行停止が認められるべきであると主張するものであ

り、その要旨は、①(ア)本件道路は、高速自動車国道に準じた安全な道路であり、そのような道路につき上記最高速度を指定することは、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱したものとして無効である、(イ)危険性のない違反行為について取締りを行ったことは、裁量権を濫用し、又は逸脱したものとして違法である、(ウ)抗告人がこれまで行った違反行為はいずれも軽微で危険性が低いものであるから、免許取消処分は軽減されるべきである、(エ)抗告人が平成 年 月 日 時 分ころから同日 時 分ころまでの間、東京都公安委員会が道路標識により終日駐車禁止場所と指定している世田谷区 番先の道路に自家用普通乗用自動車を放置駐車したとした違反行為(以下「本件被疑事実1」という。)の点は、世田谷警察署の名義が記載された誤認を招きやすい立看板が原因であるから、この違反に対する運転免許停止処分は取り消されるべきであり、そうすると、抗告人に対する運転免許取消処分には至らない、(オ)本件免許取消処分の意見聴聞手続には意見を聴取した上で再考の上処分をするという事前手続の要求を充たさない違法があるし、その決定書には理由付記に重大な瑕疵がある(当審における主張)、②抗告人は、母 (以下「母」という。)と同居して生活しているが、母は、 のため介護を要する状況にあり、「要介護3」の認定を受けており、母を外出させるなどして病状の進行を遅らせるためには、車両の運転が不可欠であるところ、本件免許取消処分により介護に重大な支障が生じており、同処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の

必要があるとするものである。

- 2 前提事實は、原決定「事實及び理由」の「第2 事案の概要」の2項（原決定3頁4行目から同6頁1・7行目まで）のとおりであるから、これを引用する。
- 3 争点及び当事者の主張は、下記4に付加するほかは、原決定「事實及び理由」の「第2 事案の概要」の3項及び4項（原決定6頁18行目から同7頁4行目まで）のとおりであるから、これを引用する。
- 4 当審における原告人の主張は、別紙「即時抗告の申立て」と題する書面、「即時抗告の申立て補充書」、「即時抗告の申立て補充書(2)」、「即時抗告の申立て補充書(3)」（各写し）に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、本件執行停止の申立てについては、2に説示するとおり、行政事件訴訟法（以下「法」という。）25条2項の「重大な損害」の疎明がなく、理由がないものと判断する。
- 2 第2の1の②の点（重大な損害があるとの主張）について
  - (1) 原告人は、本件免許停止処分により、母の介護に重大な支障が生じ、母の病状が悪化するとして、同処分により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると主張する。なお、原告人の主張する「重大な損害」についての陳述書（甲1，22，45）の要旨は、別紙「原告人の主張する損害」のとおりである。
  - (2) しかしながら、原告人の主張するところは、原告人が自家用車を運転できないことよって、母の療養介護に支障を来すというものであるところ、それ

により不利益を被るのは母であって、取消訴訟を求める原告人ではないから、これをもって法25条2項の「重大な損害」には、該当しないというべきである。

この関係で原告人が被る損害は、せいぜい母の療養介護に支障を来すことにより、療養介護にあたる子として精神的に苦痛を受けるというものとしかとらえられないものであるが、このような苦痛は基本的には金銭賠償によって填補が可能な性質のものであり、「重大な損害」とはいえない。

(なお、病気の母の介護のためには同居している原告人が自家用車を運転できる方が便利であることは確かであるが、以下の諸点を考えると、原告人が自家用車を運転できなくても原告人の母の療養介護に重大な支障はきたさないうべきである。すなわち、現在では、地方自治体や民間事業者において高齢者のための各種の福祉サービスが実施されていることは周知の事実であり、このような福祉サービスを利用し、また、居住する横浜地域においては公共交通網も発達しており、タクシーを24時間呼ぶことも可能であるから(公知の事実)、自家用車を運転できないとしても、介護は基本的に可能である。また、病気の進行の抑止のためには訪問や通所によるリハビリテーションを受けることが可能である。現に、自家用車を持たない家庭において、病気の高齢者を抱えて介護をしている例は多数見かけられるところである。しかも、本件では、原告人の弟夫婦が母の介護に支障のない距離に居住し、自家用車を所有していることがうかがわれるのであるから、弟が自家用車を運転して、介護に協力することも、十分可能なはずである。)

これに対し、本件免許取消処分の内容、性質をみると、たびたび違反を繰

り返して道路交通上危険と認められる運転者を一定期間道路交通の場から排除して、危険な運転により脅かされる一般国民の安全と道路交通の円滑を図ろうというものである。このような本件免許取消処分の内容、性質と上記のような原告人が被る損害の性質、程度とを勘案すると、本件では、法25条2項にいう「重大な損害」があるとの疎明がないといわざるを得ない。

以上によると、「重大な損害」があるという原告人の主張は、理由がなく、採用できない。

3 よって、その余の点を判断するまでもなく、本件原告は、理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成18年11月30日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 大 坪 丘

裁判官 宇 田 川 基

裁判官 中 山 直 子

東京高等裁判所